

高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領

(趣 旨)

第1 「高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱」第3条に基づき、地域点数の審査項目、算定方法等について定める。

(審査項目及び地域点数の算定方法)

第2 地域点数は、次に掲げる審査項目について算定した評価点の合計値とする。

- 一 工事成績評定
- 二 優良工事表彰
- 三 監理技術者数
- 四 安全対策
- 五 建設キャリアアップシステム
- 六 公共工事元請完成工事高
- 七 工事施工能力評定
- 八 指名停止
- 九 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績
- 十 男性育休
- 十一 コンプライアンス研修
- 十二 障害者雇用
- 十三 災害対応協力等
- 十四 県産品の使用
- 十五 地域ボランティア
- 十六 S D G s への取組
- 十七 B C P 策定
- 十八 担い手確保

(各審査項目の評価点の算定方法)

第3 各審査項目の評価点の算定方法は、次のとおりとする。

1 技術に優れた企業に対する評価

(1) 工事成績評定（土木一式工事、建築一式工事に適用）

高知県建設工事検査規程第13条の規定に基づいて実施された、入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度の各工事成績評定における評定点の平均点（小数点以下切り捨て）を次の表に当てはめ、評価点とする。

なお、工事成績評定の件数が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を当該評価点に乗じて（小数点以下切り捨て）評価点とする。ただし、減点には

乗じない。

| 工事成績評定 | 評価点 | 工事成績評定 | 評価点 |
|--------|-------|--------|-------|
| 80 点以上 | + 120 | 64 点 | - 6 |
| 79 点 | + 108 | 63 点 | - 12 |
| 78 点 | + 96 | 62 点 | - 18 |
| 77 点 | + 84 | 61 点 | - 24 |
| 76 点 | + 72 | 60 点 | - 30 |
| 75 点 | + 60 | 59 点 | - 36 |
| 74 点 | + 54 | 58 点 | - 42 |
| 73 点 | + 48 | 57 点 | - 48 |
| 72 点 | + 42 | 56 点 | - 54 |
| 71 点 | + 36 | 55 点 | - 60 |
| 70 点 | + 30 | 54 点以下 | - 120 |
| 69 点 | + 24 | | |
| 68 点 | + 18 | | |
| 67 点 | + 12 | | |
| 66 点 | + 6 | | |
| 65 点 | 0 | | |

(2) 優良工事表彰（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度及び前年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木一式工事に限る。）を受けている場合又は優良建設工事の所長表彰（土木事務所、林業事務所、農業振興センター）（土木一式工事に限る。）は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は 50 点とする。）。

| 表彰の種類 | 点数 |
|--------|--------|
| 高知県知事賞 | 1 件 25 |
| 優良賞 | 1 件 15 |
| 所長賞 | 1 件 5 |

(3) 監理技術者数（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、一般財団法人建設業技術者センター（C E 財団）に登録されている有効な監理技術者（土木一式工事に限る。）について、人数に 1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 50 点とする。）。

(4) 安全対策（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点5点とする。

(5) 建設キャリアアップシステム（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下、同じ。）の事業者登録を完了している場合は、評価点10点とする。

ただし、令和8年度以降の入札参加資格を審査する場合には、入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に発注者から直接請け負った日本国内における建設工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を実施した工事1件につき評価点2点とする（上限は10点とする。）。

2 経営に優れた企業に対する評価

(1) 公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の直近の7月末までに終了した事業年度及びその前年の事業年度に係る公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）の合計額を2で除した後、1,000万円を除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする（上限は30点とする。）。

(2) 工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の工事に適用）

直近の経営事項審査の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係るX1評点に0.1を乗じた値を評価点とする（小数点以下は切り捨て）。ただし、年間平均完成工事高が1,000万円未満については対象としない。

(3) 指名停止（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日前2年間（入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度の10月1日から審査基準日前日）において、高知県建設工事指名停止等措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を1月で除し、-10点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が1月未満の端数は、1月とする。（平成27年度入札参加資格審査より下限は撤廃。）

3 社会と地域に貢献する企業に対する評価

(1) 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）

ア 入札参加資格審査基準日以前に、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」若しくは「プラチナくるみん認定」を取得しており、かつ、入札参加資格審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点20点とする。

イ 入札参加資格審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階）」、「えるぼし認定（第2段階）」、「えるぼし認定（第3段階）」若しくは「プラチナえるぼし認定」を取得しており、かつ、入札参加資格審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点20点とする。

ウ 入札参加資格審査基準日以前に、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を取得しており、かつ、入札参加資格審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められている場合は、評価点20点とする。

エ 入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点20点とする。

オ 入札参加資格審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合は、評価点20点とする。

カ 入札参加資格審査基準日において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされており、かつ入札参加資格審査基準日の前3年間に、同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く）は、評価点20点とする。

なお、当該項目の評価点の上限は40点とし、アからカの全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。

(2) 男性育休（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証（次世代育成支援部門）を取得している者のうち、入札参加資格審査基準日以前5年以内に、男性の育児休業取得者（14日以上）がいる場合は、評価点10点とする。

(3) コンプライアンス研修（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、土木政策課が実施する「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」を受講している場合は、評価点5点とする。ただし、令和5年度に行う資格審査においては、同年度に実施する研修を受講している場合に加点対象とする。

(4) 障害者雇用（土木一式工事に適用）

法定雇用率（2.3%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数43.5人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点20点とする。

なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき判断する。

(5) 災害対応協力等（土木一式工事に適用）

ア 入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、1件につき評価点4点とする（上限は20点とする。）。

イ 入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点10点とする。

ウ 入札参加資格審査基準日において、国又は市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む）が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、評価点10点とする。

エ 入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に、県が発注する年間維持委託業務を履行した場合は、1件につき評価点10点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする）。ただし、受託金額が500万円未満については対象としない。

なお、当該項目の評価点の上限は40点とし、アからエの全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。

(6) 県産品の使用（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事1件につき評価点2点とし、それぞれの年度における上限

を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。

(7) 地域ボランティア（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合は、1回の活動につき評価点1点とし、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の参加につき評価点2点とし、県内の一級河川（指定区間）及び二級河川で河川美化活動を行う団体（リバーボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の活動につき評価点1点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。

(8) SDGsへの取組（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、こうちSDGs推進企業登録制度実施要綱に基づくこうちSDGs推進企業に登録されている場合は、評価点10点とする。

(9) BCP策定（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会により「災害時の基礎的な事業継続力を備えていると認定された建設会社」として認定された場合は、評価点10点とする。

(10) 担い手確保（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、高知県内で実施した出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の建設業における担い手確保に貢献する取組を実施した場合は、評価点5点とする。ただし、令和5年度に行う資格審査においては、令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間に取組を実施している場合に加点対象とする。

(必要書類)

第4 地域点数の審査に必要な書類は、別表に定めるとおりとする。

(別表)

| 審査項目 | 該当する場合に必要な書類 |
|-------------------------|---|
| 障害者雇用 | 常用雇用労働者数 43.5 人以上の事業者 労働局が受付した障害者雇用状況報告書 常用雇用労働者数 43.5 人未満の事業者 障害者を雇用している旨の誓約書 |
| 災害時の復旧工事等 | 緊急工事発注依頼書 緊急委託業務発注依頼書 |
| 消防団協力事業所表示制度 | 消防団協力事業所表示証明書 |
| 地域ボランティア (リバーボランティア) | 高知県リバーボランティア支援事業への参加実績に係る誓約書 |
| 担い手確保に貢献する取組 | 建設業の担い手確保に貢献する取組を実施した旨の誓約書 |
| その他の項目 | — (※ 自動加点) |

附 則

(施行日)

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、平成 17 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行し、平成 18 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、平成 19 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 20 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 23 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、平成 24 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 27 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、平成 28 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 29 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、平成 30 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、平成 31 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和 2 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和5年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和5年10月1日から施行し、令和6・7年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和7年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。